

鳥取市立病院医師奨学金

～ 制度のご案内 ～



鳥取市立病院



～はじめに～

鳥取県内の人口10万人当たりの医師数（平成18年12月当時）は全国6位ですが、地域的な偏在もあり、鳥取市立病院の立地する東部医療圏の医師数は全国平均以下となっています。

また、近年、全国的に医師不足、特に勤務医不足が叫ばれていますが、東部医療圏でも影響が顕著になってきており、当院が今後も地域医療に貢献していくためには、更なる医師確保により病院機能を充実・発展させることが必要です。

そこで、将来鳥取市立病院で医師として勤務していただける医学生に奨学金を貸与することで、医学生の修学を支援し、鳥取市立病院に必要な医師の確保を図ることを目的とする「鳥取市立病院医師奨学金制度」を平成21年度に創設しました。

この奨学金を利用して、鳥取市立病院で医師としての第一歩を始めてみませんか。



制度の概要

1 応募要件

次の要件の全てを満たす方が対象となります。

- ①大学の医学を履修する課程（自治医科大学・産業医科大学除く）に在学していること
 - ②医師免許取得後、鳥取市立病院で初期臨床研修を行う意思があること
 - ③将来鳥取市立病院に常勤医師として勤務する意思があること
 - ④卒業後に勤務義務を課せられているような同種類の奨学金や給与を受けていないこと（日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けていない奨学金制度との併給は可能）
- * 出身地域、居住地域等の制限は設けていませんので、①～④の要件を満たせば、どなたでも申請可能です。

2 奨学金の金額

月額20万円（年額240万円）

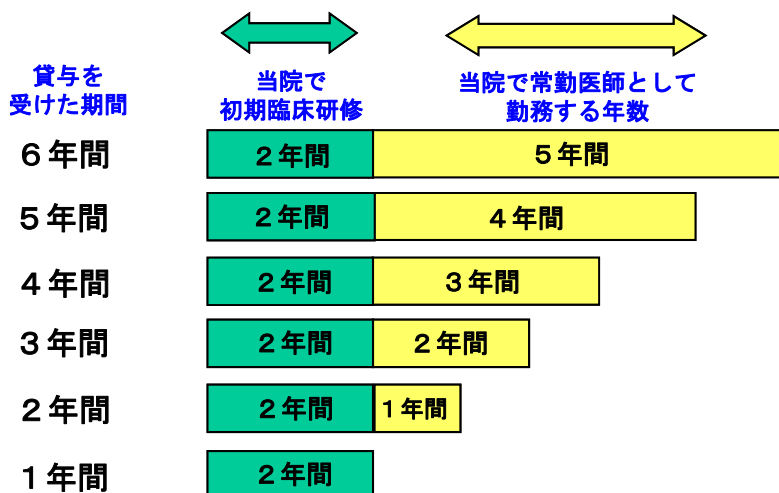
* 入学年度の4月のみ28万2千円(国立大学入学金標準額)を加算します。

3 対象学年・募集人数

- 対象学年：新1年生
- 募集人数：2人

4 返還免除条件

奨学金の返還が全額免除される条件は、奨学金の貸与期間に応じて、次のとおりとなります。



卒業後の勤務条件等

その他卒業後の勤務条件等は次のとおりです。

○身分

初期臨床研修開始時から、鳥取市立病院の正職員として採用します。

○初期臨床研修

研修先は鳥取市立病院限定となります。

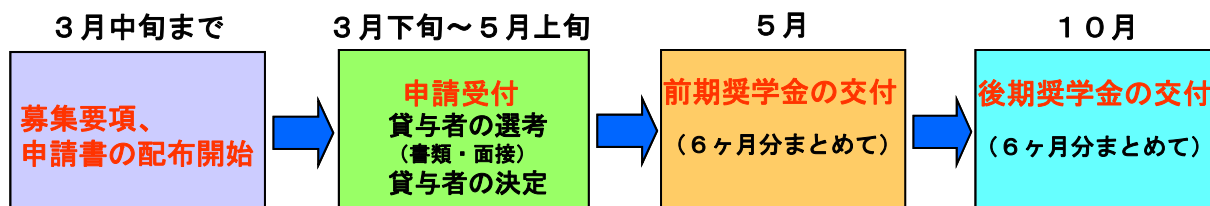
* マッチングに参加し、鳥取市立病院を第一希望に選択してください。

○後期研修

基本的に鳥取市立病院で行っていただくこととなりますが、鳥取市立病院で実施できない専門領域の後期研修を受ける場合には、3年以内に限り他の病院等で後期研修を行うことを認めます。(ただし、この期間については、当院で常勤として勤務した期間には含まれません。)

募集の流れ

奨学金貸与者の決定は、以下のようなスケジュールで進める予定です。



提出書類

- ① 医師奨学金貸与申請書（様式第1号）
- ② 履歴書（様式第2号）
- ③ 住民票の写し
- ④ 大学の学部及び学年が記載された在学証明書
- ⑤ 誓約書（様式第3号）
- ⑥ 連帯保証人の所得証明書
- ⑦ 連帯保証人の印鑑登録証明書

※様式については、鳥取市立病院ホームページでダウンロードできます。

<http://hospital.tottori.tottori.jp/>



【お問い合わせ先】

〒680-8501

鳥取県鳥取市的場1丁目1番地

鳥取市立病院 事務局総務課：奨学金担当

TEL：0857-37-1522

FAX：0857-37-1553

E-mail：hp.tottori@hospital.tottori.tottori.jp

奨学金制度に関する Q & A

1 奨学金の貸与額について

Q1 奨学金の貸与額はいくらですか？

A1 平成28年4月から奨学金の額を増額し月額20万円を貸与しますので、年額では240万円です。ただし、入学年度の4月については、入学金相当額として28万2千円が加算されますので、入学1年目の年額は268万2千円です。6年間継続して貸与を受けたとすると、合計額は1,468万2千円になります。

Q2 どうして月額20万円に増額したのですか？

A2 平成21年度の制度創設時には、鳥取市周辺には自宅通学できる医学部が無いため、奨学金で国立大学の年間授業料（約54万円）を納付した後、家賃等の必要経費として毎月10万円残るように、月額15万円とておりました。しかし、その後、各自治体・病院等で奨学金制度を創設されている状況にあることから、本院としてもさらに積極的に医師の確保・養成を推進していくため、増額したものです。

2 応募と選考について

Q3 奨学金の応募をするには、どのような条件を満たしていればよいですか？

A3 次の要件を全て満たしている人が対象となります。

- ①大学の医学を履修する課程（自治医科大学、産業医科大学を除く）に在学していること。
- ②医師免許取得後、鳥取市立病院で初期臨床研修を行う意思があること。
- ③将来、鳥取市立病院に常勤医師として勤務する意思があること。
- ④卒業後に勤務義務を課せられているような同種類の奨学金や給与を受けていないこと。

Q4 応募要件には、出身地や在学する大学などについて規定されていませんが、出身地や在学する大学などの限定はないのですか？

A4 出身地域、居住地域等の限定はありません。他の要件を満たせばどなたでも応募可能です。

Q5 貸与の条件に保護者の収入制限はありますか？

A5 保護者の収入に特に制限は設けていません。

Q6 他の奨学金制度との併用は可能ですか？

A6 卒業後に初期臨床研修や勤務の義務を課されているような奨学金（特別養成枠や地域枠の医学生を対象に都道府県が貸与する奨学金を含む）との併用は出来ませんが、日本学生支援機構の奨学金など、将来に制約を設けていない奨学金制度との併用は可能です。

Q7 応募受付は、いつから始まりますか？

A7 新1年生について、4月上旬から受付を開始する予定です。具体的な日程については、鳥取市立病院ホームページが募集要項（3月中旬までに配布予定）でご確認ください。

Q8 新1年生しか応募できないのですか？

A8 1年生のみの募集となります。

ただし、欠員が生じている場合には、2年生以上の学年についても募集することがありますので、鳥取市立病院のホームページが募集要項（3月中旬までに配布予定）でご確認ください。

Q9 奨学金貸与者は選考のうえ決定するとのことですが、どのように選考するのですか？

A9 奨学金貸与者の選考は、提出していただいた書類の審査と面接により行います。

Q10 貸与の決定はいつごろになりますか？

A10 5月中旬までに決定する予定としています。

Q11 奨学金がもらえるなら医学部を受験したいのですが、受験前に奨学金の事前予約はできませんか？

A11 募集が2人以内と決まっていますので、残念ながら事前にお約束することはできません。

申し訳ありませんが、合格後に応募し選考を受けてください。

Q12 奨学金の貸与決定者が定員に満たなかった場合は、再募集がありますか？

A12 再募集する予定です。再募集の情報は鳥取市立病院ホームページでご確認ください。

Q13 奨学金はどのように支給されますか？

A13 原則として前期、後期の2回に分けて6ヶ月分ずつ指定された口座に振り込みます。前期分は5月中、後期分は10月中に振り込む予定です。



3 奨学金の免除・猶予・返還について

Q14 この奨学金はほとんどの場合返還不要に見えますが、そう理解してよいのでしょうか？

A14 鳥取市立病院への医師確保を目的とする奨学金なので、医師免許を取得し、奨学金の貸与を受けた年数に応じた条件（初期研修終了や常勤期間）を満たしていただければ、奨学金の返還を全額免除する制度となっています。

Q15 奨学金の返還が全額免除となる条件を具体的に教えてもらえますか？

A15 奨学金の返還が全額免除される条件は、奨学金の貸与を受けた期間に応じて、次のとおりとなります。

○6年間貸与を受けた場合

鳥取市立病院で初期臨床研修を行い、その後5年間常勤医師として勤務。

○5年間貸与を受けた場合

鳥取市立病院で初期臨床研修を行い、その後4年間常勤医師として勤務。

○4年間貸与を受けた場合

鳥取市立病院で初期臨床研修を行い、その後3年間常勤医師として勤務。

○3年間貸与を受けた場合

鳥取市立病院で初期臨床研修を行い、その後2年間常勤医師として勤務。

○2年間貸与を受けた場合

鳥取市立病院で初期臨床研修を行い、その後1年間常勤医師として勤務。

○1年間貸与を受けた場合

鳥取市立病院で初期臨床研修を行う。

Q15-2 奨学金の返還免除は、いつ、どのように決定されるのですか？

A15-2 奨学金の返還免除は、初期研修を終了した時またはその後の勤務期間が1年終了するごとに、申請をしていただいたうえ、決定します。

Q15-3 奨学金の返還を免除された場合、税金はかかりますか？

A15-3 平成28年4月以降に免除された奨学金については、税制改正により課税対象とならないこととされました。

Q16 奨学金を返還しなければならないのはどんな時ですか？

A16 奨学金の貸与中については、大学を退学（転学部・転学科含む）したとき、心身の故障のため大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき、奨学金の貸与を受けることを辞退したときなどに貸与決定を取り消し、奨学金を返還していただきます。

奨学金の貸与終了後については、大学卒業後2年を経過しても医師免許が取得できなかったとき、鳥取市立病院で初期研修を行わなかったとき、決められた年数を鳥取市立病院で勤務しなかったときなどに返還の猶予や免除が受けられなくなり、奨学金を返還していただくこととなります。

- Q17 後期研修も鳥取市立病院で受けなければなりませんか？
 A17 基本的に後期研修も鳥取市立病院で行っていただくこととなります。ただし、鳥取市立病院で実施できない専門領域の後期研修を受ける場合には、3年以内に限り他の病院等で後期研修を行うことを認めます。
- Q18 将来大学院で博士の学位を取得しようと考えていますが、全額免除の条件を満たさないうちに大学院に進学しようとする場合は、奨学金の返還を命ぜられますか？
 A18 初期研修や後期研修終了後など、全額免除の条件を満たさないうちに、大学院で博士（医学）の学位取得を目指したい場合には、4年以内に限り大学院に在学することを認めます。
- Q19 後期研修や大学院在学のため鳥取市立病院を離れた期間は、鳥取市立病院に常勤職員として勤務した期間として扱われますか？
 A19 後期研修や大学院在学のため鳥取市立病院を離れた期間は、鳥取市立病院に常勤職員として勤務した期間にはなりません。この期間については、奨学金の返還を猶予する期間として扱いますので、後期研修や大学院を終了した後、再び鳥取市立病院に戻って不足している常勤期間を満了していただかなければ、奨学金の返還を命ぜられることとなります。
- Q20 産休や育休を取得した場合の扱いはどうなりますか？
 A20 産前産後休暇は常勤期間とみなします。育児休業期間は、疾病その他やむを得ない事由に該当しますので、奨学金の返還を猶予する期間として扱います。
- Q21 奨学金の貸与の決定が取り消されたり、返還の猶予や免除が受けられなくなった場合は、全額返還となるのですか？
 A21 奨学金の貸与中に決定が取り消された場合は、基本的に全額返還していただく事となります。奨学金の貸与終了後については、鳥取市立病院で初期研修を全く行わなかった場合は全額返還していただくこととなりますが、初期研修を開始した以降に決められた年数の勤務を終了しないで退職した場合は、勤務できなかった期間分を月割計算で返還していただくこととなります。
- Q22 貸与された奨学金を返還しなければならなくなった場合は、どのように返還することになるのですか？
 A22 返還しなければならない事由が生じてから3月以内（事由が生じた月の翌月の初日を起算）に、奨学金を一括して返還していただくこととなります。事情によっては、分割返還が認められる場合がありますが、その場合、奨学金の貸与を受けた期間が、分割返還の上限期間となります。

4 保証人について

- Q23 保証人は必要ですか？
 A23 連帯保証人が2人必要で、連帯保証人には所得証明書と印鑑登録証明書を提出していただきます。また、連帯保証人のうち1人は父母のいずれかになっていただく必要があります。なお、もう1人の連帯保証人については、独立の生計を営む成年者としてください。
- Q24 父母がともに死亡していますが、連帯保証人はどうすればよいでしょうか？
 A24 このような場合には、他の連帯保証人も認めますので、鳥取市立病院総務課までご相談ください。
- Q25 連帯保証人を父と母の2人にすることはできませんか？
 A25 父母のいずれか1人としてください。ただし、離婚等で父母が別居しており、生計も完全に別である場合は、父母の両方を連帯保証人として認めることもありますので、鳥取市立病院総務課までご相談ください。
- Q26 連帯保証人について、他に注意する点がありますか？
 A26 鳥取市立病院医師奨学金の貸与を受けている人の連帯保証人に既になっている人は、新たな応募者の連帯保証人になることはできません。また、鳥取市立病院医師奨学金の貸与を受けている人は、他の応募者の連帯保証人になることはできません。なお、連帯保証人が死亡した場合には、直ちに新たな連帯保証人を立てていただく必要があります。

5 臨床研修について

- Q27 初期臨床研修とはどんなものですか？
 A27 診療に従事しようとする医師は、医師免許取得後に2年以上の臨床研修を大学附属病院または臨床研修病院で受けなければならないと医師法で定められており、この研修が初期臨床研修あるいは初期研修と呼ばれています。鳥取市立病院は、臨床研修病院の指定を受けています。
- Q28 初期臨床研修は、鳥取市立病院以外は認められないのですか？
 A28 初期臨床研修は、鳥取市立病院限定となります。マッチングに参加し、鳥取市立病院を第1希望に選択してください。

6 その他

Q29 申請時にどの診療科の医師になるのかを決める必要がありますか？

A29 申請時に決めておく必要はありません。初期臨床研修を終了するまでに決めてください。

Q30 鳥取市立病院での身分はどのようになるのですか？

A30 初期臨床研修開始時から、鳥取市立病院の正職員として採用します。年間給与額（期末勤勉手当、宿日直手当等諸手当含む）は、臨床研修1年目が約595万円、2年目が約700万円となる見込みです。

Q31 応募前に病院を見学したいのですが、見学できますか？

A31 特別な見学日は設けていませんが、ご連絡をいただければ随時対応させていただきます。見学内容についてもできるだけご希望に添いたいと思いますので、何か希望がありましたら電話連絡の際にお伝えください。

※鳥取市立病院医師奨学金制度の概要、条例、規程、様式、Q & Aなどを鳥取市立病院ホームページに掲載しています。

<http://hospital.tottori.tottori.jp/>

【担当課】

〒680-8501

鳥取県鳥取市市場1丁目1番地

鳥取市立病院 事務局総務課

TEL：0857-37-1522

FAX：0857-37-1553

E-mail：hp.tottori@hospital.tottori.tottori.jp



鳥取市立病院の概要

所在地等

- 所在地 鳥取市市場1丁目1番地
- 名称 鳥取市立病院
- 病床数 一般病床 340床
(地域包括ケア病棟 48床)

施設の概要

- 規模 地下1階、地上7階建、コンピュータ棟、健診センター
- 附帯施設 医師公舎、看護師宿舎、院内託児所
駐車場1000台 完備
- 併設施設 鳥取市介護老人保健施設「やすらぎ」100床
- 高度医療機器 PET/CT、ホルミウムヤグレーザー、
リニアック、MRI (1.5T)、
マルチスライスCT、腔内照射装置 等

職員数

- 597名(平成30年3月1日現在)
うち医師 68名

診療科目

内科 総合診療科 精神科 神経内科
循環器内科 消化器内科 外科 消化器外科
脳神経外科 整形外科 産婦人科 小児科 眼科
皮膚科 泌尿器科 麻酔科 耳鼻咽喉科
放射線科 リハビリテーション科 病理診断科
臨床検査科 歯科
*平成30年4月標榜予定一血液内科、救急科

指定・認定施設

日本医療機能評価機構 病院機能評価Ver 6
地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院
臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院
在宅療養後方支援病院、救急告示病院 など

施設基準

- 入院基本料 一般病棟入院基本料
7対1入院基本料

手術・救急車搬送件数 (平成28年度)

- 手術件数 3,405件
- 救急車搬送件数 2,365件

病院へのアクセス

○鳥取駅まで（鉄道・高速バス）

東京より 鉄道：約5時間30分、高速バス：約10時間
大阪より 鉄道：約2時間30分、高速バス：約2時間50分
岡山より 鉄道：約1時間50分、高速バス：約2時間40分
広島より 鉄道：約2時間40分、高速バス：約4時間50分
博多より 鉄道：約3時間50分、高速バス：約11時間
☆鳥取駅から当院まで路線バスで約15分

○鳥取空港まで（1日5往復）

東京（羽田）より 約1時間10分
☆鳥取空港から当院までタクシーで約20分
☆鳥取空港から鳥取駅まで連絡バスで約20分

